

市公契約基本条例の概要

1 制定の趣旨

(1) 本市では、

- ① 公共工事等の発注に当たり、地域経済の活性化及び雇用の創出を図るために市内中小企業への発注を原則
- ② 労働環境の悪化や地域経済への悪影響を招きかねないダンピング受注防止対策のための最低制限価格の全面事後公表化
- ③ 電子入札の導入等による公正性、競争性及び透明性の更なる向上
- ④ 入札・契約の過程における、地球環境の保全、男女共同参画等の社会的な課題の解決に資する取組を評価する仕組みの導入など、様々な入札・契約制度改革を実施してきた。

- (2) これらの成果を踏まえ、本市が締結する公共工事や業務委託等の公契約の発注に関する基本理念その他の基本となる事項を定め、本市及び受注者の責務を明らかにすることにより、**4つの基本的な考え方に基づく取組をより一層推進するため、公契約に関する総合的な条例を平成27年11月に制定した（平成28年6月に全面施行）。**

2 4つの基本的な考え方

(1) 市内中小企業の受注機会の増大を図る

- 地域経済の活性化や雇用の創出はもとより、地域コミュニティの維持・発展、地域における防災の体制・能力の維持・向上を図ることにより、将来にわたって活力に満ちた、人と人々が支え合う安心・安全なまちであり続けるためには、市内中小企業の持続的な発展が不可欠である。
- これを踏まえ、市内中小企業の受注機会の増大を図っていくとともに、市内産材料の使用促進や市内事業者の技術力の底上げにつながる発注にも努める。

(2) 公契約に従事する労働者の適正な労働環境を確保する

- 公契約のもとで働く労働者の適正な労働環境が確保されることは、本市で働くひとの労働環境の向上のみならず、受注者の多くを占める市内中小企業の健全かつ持続的な発展のためにも必要であるとの考えのもと、本市と受注者は、公契約に従事する労働者の雇用の安定その他の適正な労働環境の確保と維持・向上に努めていく。

- 公契約の発注者である本市は、労働関係法令を所管する国の関係機関等とも連携し、受注者の労働関係法令の遵守が徹底されるよう、条例制定を機により積極的に関与していくこととし、一定金額以上の公共工事等を発注する際には、基本的な労働環境が確保されることを確認するための具体的な取組を推進していく。

(3) 公契約の適正な履行及びその質の確保

- 本市が、安心・安全かつ適切な公共サービスを提供するためには、公契約の適正な履行及びその質の確保が不可欠である。
- その前提として、公契約における公正性、競争性、透明性を確保するとともに、公契約の適正な履行及びその質の確保について、受注者任せにするのではなく、発注者である本市と受注者である事業者が両者の協働によりこれらを実現していくという理念をしっかりと共有することが必要である。

(4) 公契約を通じて社会的課題の解決に資する取組を推進

- 公契約の発注は、本市と市民や事業者との貴重な接点であり、公契約の機会を活用し、多様な社会的課題の解決に資する取組の推進を図ることは、多くの市民の利益につながるものであり、京都の未来をつくる大切な働き掛けであると考えます。
- このため、入札・契約の公平性や競争性を阻害しないよう、また、特に中小企業に過度な負担や不利な扱いにならないよう十分に配慮しつつ、すべての市民に共通する社会的課題の解決に資する取組を推進していく。

3 令和元年度における、主な取組状況

上記2の「4つの基本的な考え方」ごとの主な取組状況は、次のとおりである。

- (1) 引き続き、市内中小企業の受注機会の増大に向け、最大限努力
- (2) 労働関係法令遵守状況報告書による法令違反の是正指導及び法定福利費の明示の義務付け等の社会保険加入対策を継続実施
- (3) ダンピング対策の更なる強化に向け、国基準の改正に準拠し、工事関連業務委託における最低制限価格の積算基準引上げを実施
- (4) SDGsをはじめ、持続可能な社会を構築する取組に向けた企業行動の重要性を啓発することを目的に、予定価格が一定金額以上の公契約の受注者に「持続可能な社会を構築する取組の重要性を理解し、取組に努める」旨の宣言的な文書の提出を求める取組を令和2年度から開始する旨を周知

市内中小企業の受注等の機会の増大

主な取組

- 法令上の制約があるWTO政府調達協定適用案件や、特殊な技術を要する案件などを除き、**市内中小企業への発注を原則**
- コストや品質の確保に十分配慮したうえで可能な場合には、**分離・分割して発注**
- 下請契約における市内中小企業の活用を促すため、**入札公告、契約約款等で市内中小企業を選定する努力義務を明記**
- 橋りょう等の特殊な技術を要する案件でも、市内中小企業との共同企業体結成を要件に発注するなど、**市内企業の技術力底上げに繋がる発注に努力**など

(1) 工事

- 令和元年度における市内中小企業受注率は、契約件数ベースで約88%、契約金額ベースで約75%を占める。

「市内中小企業」以外の契約金額ベースの受注率（約25%）について、その内訳を見ると、設備工事が約21%と最も高くなっている。

◆ 市内中小企業受注率（工事）

	契約件数（件）			契約金額（百万円）		
	市全体	市内中小企業	比率	市全体	市内中小企業	比率
平成30年度	1,677	1,438	85.75%	71,949	44,788	62.25%
令和元年度	1,710	1,501	87.78%	61,912	46,461	75.04%

◇ 「市内中小企業」以外の契約金額ベースの受注率

	WTO適用	設備工事	土木工事	その他	比率
平成30年度	26.58%	7.76%	1.27%	2.14%	37.75%
令和元年度	0%	21.16%	1.21%	2.59%	24.96%

注1 競争入札により期間内に締結した総価契約の合計

2 次年度以降も継続する契約は、次年度以降の支払予定額も契約金額に含む。

3 測量、設計等の委託契約を含む。

- 平成30年度と比べると、件数ベースで約2ポイント上昇、金額ベースで約13ポイント上昇している。

この金額ベースでの上昇は、中央卸売市場第一市場整備工事や下水汚泥固形燃料化事業建設工事などのWTO対象工事が減少したことに伴い、これらの工事の割合が約27%から0%へと約27ポイント減少したことなどが影響している。

(2) 物品 物品の買入・賃貸借のほか、製造請負、役務なども含む（以下、同じ）。

- 令和元年度における市内中小企業受注率は、契約件数ベースで約65%、金額ベースで約21%となった。
- 工事と比べ割合が低いですが、これは、地域要件や企業規模要件を設けることができないWTO政府調達協定適用案件が多いことが影響している（契約金額ベースでは約21%を占める（工事は令和元年度実績なし））。
- 平成30年度と比べると、件数ベースはほぼ横ばい（△0.56ポイント）、金額ベースでは約6ポイント低下している。

この金額ベースの低下は、情報管理システムのリースなど、市内中小企業が受注し難い案件が多いことが要因となっているほか、令和元年度は、地下鉄（烏丸線）新型車両車体等の調達（約110億円）などにより、機械器具の割合が約21%から約48%へと約27%増加したことが影響している。

◆ 市内中小企業受注率（物品）

	契約件数（件）			契約金額（百万円）		
	市全体	市内中小企業	比率	市全体	市内中小企業	比率
平成30年度	2,133	1,397	65.49%	25,799	6,740	26.12%
令和元年度	2,201	1,429	64.93%	34,275	7,049	20.57%

◇ 「市内中小企業」以外の契約金額ベースの受注率

	WTO適用	機械器具	リース	その他	比率
平成30年度	40.89%	20.66%	1.08%	11.25%	73.88%
令和元年度	21.19%	48.38%	1.41%	8.45%	79.43%

注1 上記工事の表の注1，2と同じ

2 不用物品売却を除く。

今後の方向性

- 引き続き、公正性、競争性及び透明性の確保を前提として、市内中小企業の受注等の機会の確保に努めていく。

公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保

主な取組

- 受注者や下請事業者，公の施設の指定管理者から，労働関係法令の遵守状況に関する報告書の提出を求め，遵守できていない事業者には改善を求める「労働関係法令遵守状況報告書」制度を平成28年6月に新設
- なお，低賃金での就労とならないよう，発注者として適正な予定価格での発注に引き続き努める。

具体的取組の一つとして，平成30年7月から，必要な法定福利費が契約段階から確保されるよう，市に提出する工事請負代金内訳書に法定福利費の明示を義務付け

など

「労働関係法令遵守状況報告書」制度の運用状況

(1) 制度概要

① 対象

- ア 工事請負契約 予定価格5千万円超
- イ 役務委託契約 予定価格1千万円超 ※建物・公園清掃，常駐警備等
- ウ 指定管理協定 全て（協定締結者のみ）

② 報告項目

労働条件，労働時間，保険，賃金などの14項目

③ 手続

- ア 受注者は，下請事業者の報告書を取りまとめのうえ，契約後2箇月以内に市に提出
- イ 労働関係法令違反が判明した場合，契約後6箇月以内に違反状態を解消し，「措置結果報告書」により市に報告
- ※ 提出済みの記載事項に変更が生じたら，市に提出

④ 公表，競争入札参加停止措置

- ア 報告書の不提出又は虚偽報告書を提出したときなどは，当該事業者の氏名，公表対象となる事実の具体的内容などを公表
- イ 公表中の事業者や，当該事業者と市の公契約で下請等契約を締結した事業者などは，原則として競争入札参加停止措置

(2) 主な取組結果

① 令和元年度の対象公契約の割合

工事，役務委託とも，件数ベースでは約19～21%だが，金額ベースでは約68～76%となっている。

なお，指定管理は全て対象である。

	入札件数（件）			契約金額（百万円）		
	市全体	対象公契約	比率	市全体	対象公契約	比率
工事	1,382	264	19.10%	62,056	47,377	76.35%
役務委託	414	86	20.77%	3,649	2,499	68.48%
指定管理	20	20	100.00%	—	—	—

注1 競争入札等により令和元年度に締結した契約の合計

2 上表以外に、随意契約22件（16,281百万円）も制度の対象

3 次年度以降も継続する契約は、次年度以降の支払予定額も契約金額に含む。

4 指定管理者制度の導入施設数 383施設（令和2年4月現在）

② 令和元年度の提出状況

ア 提出事業者数

工事 延べ2,236者 実数1,402者

役務委託 160者 101者

指定管理 106者 50者

イ 是正対象者数

15者（内訳 工事12者、役務委託1者、指定管理2者）

→ 三六協定未締結・未届 13者 労働条件未通知 5者

就業規則未周知・未届 1者 賃金台帳未作成 2者

※ 複数の是正が必要な者がいるため、合計は合致しない。

トピックス1 「本件業務に従事する労働者のうち最も低い賃金単価（時給）」の平均額提出された報告書に記載の最も低い賃金単価（時給）の平均額を集計した結果は、次のとおりとなった。

令和元年度 1,335円

※個人事業主、役員など、「最低賃金法が適用される労働者が従事していない事業者」を除く延べ2,260者分

（参考）

京都府最低賃金 ～令和元年9月 882円

令和元年10月～ 909円

今後の方向性

- 報告書提出の徹底や適切な指導等を通して、適正な労働環境の確保を図るとともに、常に制度・運用を点検し、見直しが必要ないか検討していく。
- また、建設業の働き方改革等の推進のため、週休2日の実現に向け、昨年度に引き続き、週2日の現場閉所を行うモデル工事を約40件実施する。
- なお、建設業の働き方改革等の推進を目的に昨年6月に成立した建設業法等の改正を踏まえ、令和2年10月から社会保険加入が建設業許可の要件となるため、これに伴う運用の見直しを行う。

公契約の適正な履行と質の確保

主な取組

- 適正な予定価格及び最低制限価格※を設定するなど、徹底したダンピング受注防止対策を実施（労働者の適正な賃金の確保のためにも極めて重要）

※ 最低制限価格

落札価格の最低限度の基準となる価格。入札金額が最低制限価格を下回った場合はその入札者は失格となるため、最低制限価格は契約の下限額となる。

○主な最近の経過（工事）

平成24年度～ 最低制限価格制度の適用範囲を拡大するとともに、事後公表の範囲を拡大

（平成27年度～全面的に適用し、事後公表化）

平成25年度～ 公共工事設計労務単価改定を予定価格に早期反映

- 適切な履行評価の実施，将来の公契約を担う人材の育成，下請契約の適正化の促進，不正行為の排除を徹底

など

主な取組結果

- 令和元年度の落札率は、工事が約90%、物品が約87%となっている。
- 平成30年度と比べ、工事はほぼ横ばい（△0.29ポイント）、物品は若干上昇（+1.03ポイント）となっている。
- なお、工事に関しては、ダンピング対策の強化を図るため、最低制限価格の算定基準を、平成25年度から平成29年度まで5年連続で引き上げ、令和2年度にさらなる引き上げを行っている。

◆ 市全体の落札率

	工事			物品		
	入札件数	落札率	対前年度増減	入札件数	落札率	対前年度増減
平成30年度	1,211	90.62%	△0.44	2,126	85.79%	+1.76
令和元年度	1,284	90.33%	△0.29	2,197	86.82%	+1.03

注1 競争入札により期間内に締結した総価契約の入札の合計

2 次年度以降も継続する契約は、次年度以降の支払予定額も含む。

3 工事には測量、設計等の委託契約を、物品には不用物品売却を含まない。

4 落札率は、単純平均（1件ごとの落札率を入札件数で除算）

トピックス1

市内中小企業とその他企業の落札率

令和元年度の工事の一部（公営企業分以外の577件）について、市内中小企業の落札率と、その他企業の落札率とを集計した結果は、次のとおりとなった。

市内中小企業の落札率 89.77%

その他企業の落札率 93.12%

トピックス2

公共工事設計労務単価の改定

昨今の技能労働者の不足等に伴う労働市場の実勢価格を適切に予定価格に反映するため、平成26年から7年連続で改定を前倒して実施（直近の改定は、令和2年3月以降の積算から適用）

なお、本市では、この改定時に、技能労働者の賃金水準の引上げ、法定福利費の適切な支払い、社会保険等への加入の徹底を事業者に要請

京都府域の労務単価の推移

普通作業員 ㉔ 13,100円 → ㉔ 19,400円

鉄筋工 16,200円 → 22,900円

大工 16,100円 → 21,800円

- 物品においても、人件費の占める割合が高い役務業務（建物・公園清掃、常駐警備等）において、引き続き最低制限価格制度を適用することにより、ダンピング受注防止対策の徹底を図っている（平成28年度から開始）。
- なお、役務業務の予定価格の積算に当たり、できる限り用いることとしている積算基準（単価等を用いて積算する基準）を令和元年度契約分から引き上げている（単価は毎年度、必要に応じ別途改定）。

今後の方向性

- 公契約の適正な履行と質、更に労働者の適正な賃金を確保するために、適正な積算根拠に基づき、予定価格及び最低制限価格を算出していく。

公契約を通じて社会的課題の解決に資する取組

主な取組

- これまでからISO14001, KES（京都・環境マネジメント・スタンダード）を取得している事業者を，工事業者の格付制度で加点評価するなど，社会的課題の解決に資する取組に配慮
- 環境にやさしい都市づくり，地域防災力の維持・向上，地域コミュニティの維持・活性化等に貢献している事業者を評価するなど，すべての市民に共通する社会的課題の解決に資する取組を推進
- 具体的取組の一つとして，令和2年4月から，予定価格が一定金額以上の公契約の受注者に「持続可能な社会を構築する取組の重要性を理解し，取組に努める」旨の宣言的な文書の提出を求める取組を開始

主な市長部局の取組例

段階	内 容		
（工事契約のみ） 格付での加点	該当する項目がある場合は格付の加点	官公需適格組合	
		ISO9001認証取得者	
		ISO14001, KES認証取得者	
		障害者法定雇用率達成事業者	
		災害発生時における応急協定を締結している団体に加入している者	京都市との協定
			京都府との協定
		男女共同参画の取組を推進している事業者	「一般事業主行動計画」の策定
			国家資格を有する女性技術者の雇用
		暴力団からの不当要求排除の取組（「不当要求防止責任者講習」の受講）をしている事業者	
消防団協力事業所に認定されている事業者			
条件設定 入札参加	電力調達契約で入札参加者を限定	「京都市電力の調達に係る環境配慮方針」の評価基準により，CO ₂ 排出係数が一定値以下などの条件を満たした者	
	清掃業務委託で入札参加者を限定	ISO14001, KES認証取得者	
での 総合 評価 の 加点	該当する項目がある場合は総合評価の加点	ISO14001, KES認証取得者	
		災害発生時における応急協定を締結している団体に加入している者（京都市，京都府との協定）	
		市内企業の下請参入率	

契約後	契約後 2 箇月以内に「持続可能な社会を構築する取組の重要性を理解し取り組みに努める」旨の文書を提出 【対象】 ・ 予定価格 4 億円以上の工事請負の受注者 ・ 予定価格 8 千万円以上の物品等調達受注者	
履行確認	紙類のグリーン調達	紙類の品目に応じ、一定以上の古紙パルプ配合率等（仕様書に記載）
	確認できない場合は違約金徴収	市内企業の下請参入率（総合評価での加点項目）
資格登録	確認できない場合は不登録	所得税，法人税，消費税，市民税及び固定資産税の滞納がないこと
		本市水道料金及び下水道使用料の滞納がないこと
		暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと

トピックス		主な工事格付での加点状況（近年の推移）		
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
不当要求防止責任者講習		636 者	657 者	502 者
災害応急協定（市との協定）		591 者	596 者	609 者
ISO14001, KES		271 者	275 者	267 者
国家資格を有する女性技術者の雇用		246 者	264 者	270 者
ISO9001		126 者	126 者	126 者
一般事業主行動計画の策定		62 者	82 者	78 者
災害応急協定（府との協定）		63 者	63 者	67 者
障害者法定雇用率達成事業者		17 者	39 者	47 者
消防団協力事業所		24 者	29 者	35 者
官公需適格組合		6 者	6 者	5 者
注	延べ加点業者数			



今後の方向性

➤ 引き続き、現行の取組を推進していく。

➤ なお、公平性や競争性、また特に中小企業に過度な負担や不利な取扱いにならないよう十分に配慮しつつ、公契約の性質や目的に応じ、入札・契約の際に、これらの取組を加点評価するなどの取組を検討していく。

その際には、事業者の取組を客観的に評価する仕組みについても十分研究していく。